

介護老人保健施設じゅんぷう
通所リハビリテーションのご案内と重要事項説明書
(2024年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人堀川健康会 介護老人保健施設じゅんぷう
- ・開設年月日 平成17年6月1日
- ・所在地 京都市下京区西堀川通松原下ル橋橋町1
- ・電話番号 075(813)2525(通所リハビリ直通)
- ・ファックス番号 075(812)0550
- ・管理者名 吉田 巖
- ・介護保険指定事業所番号(第2650480037号)
- ・利用地域 下京区を中心とし、北は丸太町通り以南、南は七条通り以北
西は御前通り以東、東は烏丸通り以西、とする
他エリアに関しては相談
- ・利用定員 40名(予防事業含む)
- ・営業日 月曜日～土曜日の6日間(ただし、1月1日を除く)
- ・営業時間 8:30～18:00

(2) 介護老人保健施設じゅんぷう(指定通所リハビリテーション事業)の目的と運営方針

利用者(契約者)が要介護状態等においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

— 運営方針 —

- 1 当事業所では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護、その他生活全般にわたる機能訓練と援助を行う。
- 2 当事業所では、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ、効果的に提供していく。
- 3 当事業所では、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に各サービスを行う。又、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 当事業所は、サービスを提供する介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図るよう努める。

- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法及び同法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその身元引受人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 9 事業者は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39条）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（3）施設の職員体制

職 種	員数	業務内容
・ 医 師	1	来所者の健康管理全般
・ 看護職員	3	医師の指示に基づく医療行為及び看護業務全般
・ 介護職員	9	生活指導及び介護業務全般
・ 理学療法士	2	生活指導及びリハビリテーションに関する業務全般
・ 作業療法士	4	生活指導及びリハビリテーションに関する業務全般
・ 言語聴覚士	1	生活指導及びリハビリテーションに関する業務全般
・ 管理栄養士	1	献立の作成、栄養指導、嗜好調査などの食事管理全般

※職員の配置状況に変更があった場合は、随時施設内に掲示しお知らせ致します。

2. サービス内容

① 通所リハビリテーション計画の立案・作成・交付

介護職員、リハビリ職員、看護職員、管理栄養士は、居宅サービス計画書に基づき、医師の指導のもと、通所リハビリテーション計画書を作成し、利用者説明、交付を行います。医療機関から退院した利用者に対し通所リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と看護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション計画書等を入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握します。

② 食事：昼食 12：00～13：00

管理栄養士が利用者個々の障害に合わせた食事形態を検討し、より豊かな食生活の確立を行います。

③ 入浴：一般浴槽（一人用・多人数用）のほか、入浴に介助を要する利用者にはリフトで入浴できるリフト浴で対応します。

（ただし、利用者の身体の状況に応じて清拭・シャワー浴又は中止となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護：医師や看護職員が健康管理を行います。

※医師法第 17 条・歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法に基づき、利用者の状態が以下の 3 条件を満たしていることを医師・看護職員が確認している場合、介護職による医薬品の使用の介助を行いません。

(3 条件:①利用者が入院治療の必要が無く容態が安定していること。②副作用の危険性や投薬量の調整等のため医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が不要な場合。③内服薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用方法そのものについて、専門的な配慮が必要でないこと。)

〈介護職員による医薬品の使用介助について〉

1. 皮膚への軟膏塗布 2. 皮膚への湿布貼付 3. 点眼薬の点眼 4. 一包化された内服薬の内服
5. 肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧介助

⑤ 介護

・通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の日常生活上の介護、介助を行います。

⑥ リハビリテーション

・リハビリテーション実施計画に基づき、利用者が日常生活を送るために必要な機能の回復や維持を図ります。

⑦ 相談援助サービス

・利用者及びその家族に対する相談に応じます。

⑧ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をさせていただきます。

- ・名称 社会医療法人 西陣健康会 堀川病院
- ・住所 京都市上京区堀川通今出川上る北舟橋町 8 6 5

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 利用料

＜別表＞参照

5. 支払方法

当事業所は利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日に発行し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し当該合計額をその月の 20 日までに当事業所事務所にて支払うものとしします。

6. 非常災害対策

・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、自家用変電設備、屋

内消火栓設備、連結送水管設備、非常警報装置、誘導灯設備、非常用放送設備、非常照明設備

- ・防災訓練 年2回以上
- ・業務継続計画の策定 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

7. 緊急時の対応

利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、利用者の担当医療機関、又は当事業所の協力医療機関での診察を依頼し、急変時は利用者又は身元引受人が指定する者に対して速やかに連絡します。

8. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

※施設医師の判断で、協力医療機関、他の専門的機関での診察を依頼し、身元引受人、利用者又は身元引受人が指定する者及び京都市・その他市町村の行政機関及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して速やかに連絡します。

9. 身体の拘束等の廃止に向けての措置

原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。また、身体的拘束等の適正化を図るため、指針を整備し、施設職員に対する定期的な研修や委員会の開催(3月に1回以上)を実施しその内容を施設職員に周知徹底を図ります。

10. 虐待の防止のための措置

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の必要な措置を行います。サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

11. ハラスメント防止のための措置

当事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動が、業務上必要かつ相当な範囲を超えることにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針(別添)を定め対応します。

12. 感染症防止のための措置

当事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。また、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、委員会の設置と研修、訓練の実施等の措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めます。

13. 禁止事項

- ① 飲酒・喫煙は一切禁止します。
- ② 火気の持ちこみ、取り扱いは禁止します。
- ③ 所持品・備品等の持ちこみは禁止します。

- ④ 金銭・貴重品の持ちこみは禁止します。
- ⑤ 宗教活動は禁止します。
- ⑥ ペット類の持ちこみは禁止します。
- ⑦ 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ⑧ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

1 4. 要望及び苦情等の相談

当事業所の提供しているサービスについての相談・苦情にはサービス責任者が対応させていただきますので、お気軽にご相談下さい。連絡先：075-813-2525

1 5. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

1 6. 第三者による評価の実施状況

実施日 : 令和3年10月15日

評価機関 : 一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会

結果の開示 : 当施設ホームページ (<http://www.junepooh.com/>) にて開示